

「雑司が谷地域」に係る 豊島区景観形成ガイドライン（建築物編）の策定について

景観形成特別地区「雑司が谷地域」の指定に伴い、「雑司が谷地域」に係る景観形成ガイドライン（建築物編）を策定し、既存ガイドラインに追加する。

1. ガイドラインの目的と位置づけ

- 豊島区景観形成ガイドラインは、豊島区景観計画に定める事項のうち、建築物・工作物・開発行為に関する景観形成基準について、内容を具体的に解説し、留意すべき点を示すものである。
- 建築物や工作物を建築する際に活用するとともに、届出制度に基づく事前協議の際や、区民の皆さんが自己の敷地で建築等を行う際に活用することを目的としている。

2. 作成のスケジュール

	12月	1月	2月	3月	4月
ガイドライン作成	案作成				完成 配布開始
景観審議会	景観 審議会	デザイン検討部会		景観 審議会	

3. ガイドラインの構成

景観形成ガイドライン（建築物編）、第 2 章景観形成基準、1. 建築物の基準、（2）景観形成特別地区の景観形成基準に追加。

- 雑司が谷地域景観形成特別地区
 - ・区域
 - ・景観形成の目標
 - ・景観形成の方針（景観法第 8 条第 3 項関係）
 - ・ポイントと取り組み例

鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ並木道沿道	配置 高さ・規模 形態・意匠・色彩 公開空地・外構・緑化等
雑司が谷地域住宅地エリア	同上
環状 5 の 1 ・補助 81 号線沿道エリア	同上
幹線道路・東通り沿道エリア	同上